

## 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十七日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇九八

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項及び第十四条第一項第一号中「及び「Ⅱ類」」を削り、「Ⅲ類」を「Ⅱ類」に改める。

別表第二口中備考以外の部分を次のように改める。

ロ 公安職給料表級別資格基準表

試 験					採 用 試 験							
					Ⅱ類		Ⅰ類		上級		職務の級 学歴免許等	
高 校 卒		大 学 卒		大 学 卒		一級	二級	三級	四級	五級		六級
○												
二	二	○										
五	三	一	一	○								
十	五	五	四	三	三							
十六	六	十一	六	九	六							
十八	二	十三	二	十一	二							
二十	二	十五	二	十三	二							

別表第六ロを次のように改める。

ロ 公安職給料表初任給基準表

採 用 試 験			試 験		
			Ⅱ類	Ⅰ類	上級
					初任給
					三級五号給
					二級十七号給
					一級十三号給

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に職員となった者に係るこ

の規則による改正後の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第二ロの規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に実施した職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（埼玉県人事委員会規則六一〇〇）による改正前の職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一）第四条第一項第六号、第七号、第十号及び第十二号に規定する試験に合格し、施行日以後に職員となった者に係る改正後の規則第十三条第二項、第十四条第一項第一号、別表第二ロ及び別表第六ロの規定の適用については、なお従前の例による。